

令和8年度入学予定者の皆様へ

## 令和8年度前期 授業料及び入学料減免申請のご案内

令和2年度から開始した国の修学支援新制度により、授業料及び入学金の免除または減額の支援を受けることができます。支援の対象者は、①世帯収入や資産の要件を満たしていること、②進学先で学ぶ意欲がある学生であること、の2つの要件を満たす学生全員です。

### 【一般選抜合格者の皆様へ】

入学金は、入学手続き期間内に必ず全額を振込してください。

期日までに入学金の振込が確認できない場合、令和8年度の入学を辞退したものと取り扱います。

## 1 減免の種類

家計基準により、次のとおり決定します。

- (1) 前期の授業料及び入学料の全額免除
- (2) 前期の授業料及び入学料の3分の2免除
- (3) 前期の授業料及び入学料の3分の1免除
- (4) 前期の授業料及び入学料の4分の1免除

※入学料の免除にあつては、日本学生支援機構の給付奨学金（以下「給付奨学金」という）に採用された者のみが対象です。

## 2 対象者

次のいずれかに該当する者が減免申請の対象です。

- (1) 給付奨学金の予約採用候補者<sup>\*</sup>である者。

<sup>\*</sup>高校学校等を通して日本学生支援機構に給付奨学金の予約を申込み、予約採用候補者となった者

- (2) 本学へ進学後に給付奨学金の申込を行った者。

- (3) 給付奨学金の申請資格を有しない者<sup>\*</sup>。

<sup>\*</sup>申請資格を有しない者とは、高等学校等を卒業後2年が経過した者、大学院生等となります。

## 3 奨学金等の申請義務

- (1) 給付奨学金の予約採用候補者でない者で、かつ、給付奨学金の申請資格を有する者については、入学後に給付奨学金の申込を行う必要があります。

合理的な理由なく給付奨学金を申請しない者については、授業料の減免は認められません。

- (2) 給付奨学金の申請資格を有しない者については、日本学生支援機構等の奨学金又は他団体等の修学資金等の給付又は貸与の申込をしている又は、採用されている必要があります。

- (3) 予約採用候補者であっても、「進学届」の提出を行わない場合、授業料等の減免を受けることができません。別添の「日本学生支援機構奨学金に係る入学後の手続きについて」を確認し、必要な手続きを行ってください。

#### 4 授業料等減免の申請

(1) 申請期間

令和8年4月1日（水）～5月31日（日）

※新入生にあつては、令和8年4月3日（金）より受付開始

(2) 申請方法

電子申請となります。詳細は、入学後に別途お知らせいたします。

#### 5 その他

(1) 減免申請書その他の書類に虚偽の記載があったときは、減免等の額を変更、もしくは減免等の決定を取り消すものとします。また、提出書類の記入内容が故意に事実と相違している場合は、減免申請を取り消すとともに、以後、一切の減免申請を受け付けません。

(2) 令和8年7月中旬（予定）に申請者本人に対し、審査結果を通知します。個人情報保護の観点から、電話等での問い合わせには一切応じておりませんので、ご了承ください。

(3) 令和8年度前期授業料の口座振替（自動引落）は5月27日（水）です。ただし、上記受付期間内に授業料等減免を申請した場合は、審査結果が出るまで徴収を猶予しますので、5月27日（水）の引き落としはありません。

審査結果が出た後、全額免除者を除き、審査結果通知に記載した金額を口座振替（自動引落）します。振替日の1営業日前までに、大学に届出した預貯金口座に入金し、残高不足にならないようご注意ください。

口座振替予定日：7月27日（月）

(4) 入学金は、入学手続期間内に必ず全額を銀行振込してください。期日までに入学金の振込が確認できない場合、令和8年度の入学を辞退したものと取り扱います。  
審査結果通知後、納入済みの入学料のうち審査結果に応じた減免額について、所定の銀行口座に還付します。

【授業料等減免に関する問合せ】

青森県立保健大学教務学生課 授業料減免担当

TEL 017-765-2007

E-mail [gakusei\\_shoumei@ms.auhw.ac.jp](mailto:gakusei_shoumei@ms.auhw.ac.jp)